

2013年6月

ときお博幸の一般質問

1 市長公約について

(1) 検証・評価の取り組みについて

Q 昨年4月に行われた市長選挙において、2期目の当選を果たされた伊東市長においては、今年の5月19日で、2期目の任期のうち1年が経過した。市長公約の検証・評価は今後どのように取り組むのか。
2期目の任期の1年が経過し、この1年間で実現できた施策と実現できていない施策の状況はどのようにになっているのか。実現できていない施策は残りの任期でどのように取り組むのか。国や県の協力によって実現できる施策もあると思うが、協力が得にくい場合、施策の方針転換も考えるのか。
また、倉敷市第六次総合計画構想実現計画において、市長公約プランの掲載があるが、本市の予算資料のようにイラストを使うなど、市民の皆さんにもっとわかりやすく公表される考えはないのか。

A **伊東市長**
市長の公約についての検証・評価の取り組みということで、これまで、また現在どのようにしているのかということだが、平成23年度までの1期目において、市民の皆様の評価の参考としていただくために、公約の各施策への取り組みについて、市長公約への取り組み状況として取りまとめをし、これまでに計3回お示しをさせていただいた。
平成24年度からの2期目においては、第六次総合計画と市長公約との関係をわかりやすく示すために、毎年度の末に策定している総合計画では第六次総合計画構想実現計画の中に市長公約関連プランとして、その実現計画の後半に市長公約関連プランとして、公約の施策ごとに取り組む事業の内容、予算、実績等を示している。
公約については、学校・園の耐震化を初めとして、掲げている30の施策への取り組み状況を示しており、今年の構想実現計画の中で、2年目となる平成25年度の当初時点で89の事業に取り組むなど、この30の施策の全てについて着手をしている。今後、さらに取り組みを進めたい。また、水島コンビナートの競争力強化、企業誘致の推進、中心市街地活性化など、国、県との連携協力が必要なものについては、しっかりと取り組んでいきたい。
また、ご指摘のイラストを使うなどわかりやすい表示については、ページの中の余白などの部分もあるので、今後作成するものについては、市民の皆様によりわかりやすいものになるように工夫したい。

2 防災対策について

(1) 地域防災計画における職員の配備体制について

Q 今年の4月13日土曜日午前5時33分に、淡路島付近においてマグニチュード6.3の地震が発生し、倉敷市においても震度4の地震が発生した。震度4以上の地震が発生した場合、勤務時間外における職員の配備は、緊急初動班員として、勤務場所までの距離が4キロメートル以内に居住する係長級以上の職員は、震度4以上の地震が勤務時間外に発生したことをテレビ、ラジオ等で地震情報を知った場合、各自の勤務場所に自主参集することになっており、被災状況等により、必要に応じて特別警戒態勢へ移行措置をとることになっている。
今回の地震発生当日は土曜日で、勤務時間外であったが、その際の職員の配備体制はどのような状況であったのか。また、災害に備え、本市においてはどのように職員の配備体制を整え、周知しているのか。

A **橋本総務局長**
防災対策についてのうち、地域防災計画における職員の配備体制についてですが、本年4月13日土曜日午前5時33分ごろの地震において、倉敷地域では震度4の揺れが観測した。その後、本庁、支所を含め253名の職員が参集し、被害状況の調査に当たった。特に被害の報告がなかったため、同日午前8時をもって、警戒態勢を解除した。
なお、本市の地域防災計画においては、風水害時や震度の階級など災害の状況に応じて、注意態勢、警戒態勢等、各種の防災体制をとることになっている。各所属においては、各体制ごとの配備職員をあらかじめ定め、緊急時に迅速な対応ができるよう体制を確立している。震度階級に基づく防災体制においては、震度4以上の地震が発生した場合、自動的に警戒態勢となり、勤務場所から4キロメートル以内に居住する係長級以上の職員は緊急初動班員として、みずから参集することと定めている。今後とも、緊急時の配備体制については、迅速かつ的確な対応ができるよう職員に周知徹底を図り、危機管理体制の確立に努める。

(2) 避難所への担当職員の配置について

Q 避難所への担当職員の配置は、毎年いつごろ決めて職員に周知をしている。また、4月の人事異動から職員配置までの期間に災害が発生したときの職員の派遣はどのように行うのか。

A **橋本総務局長**
避難所への担当職員の配置は、平成25年度は4月1日の人事異動の後、居住地や所属職場の業務継続等に配慮するため、職員に対し、担当避難所についてアンケート調査を実施し、5月10日に避難所担当職員を決定した。また、5月24日には避難所を担当する職員に対して研修会を実施し、避難所担当業務について周知徹底を図るとともに、6月末までに担当している小・中学校などを訪問して、現地での状況把握や意見交換などを行い、緊急時にスムーズな避難所開設ができるよう努めている。
4月の人事異動から職員配置までの期間に災害が発生したときの職員の配置について、新年度の避難所担当職員が決定するまでは、前年度の避難所担当職員が引き続き業務に当たることにしている。



3 民生児童委員の活動について

(1) 福祉委員の活動について

Q 現在、民生委員・児童委員などが地域の生活福祉問題解決の担い手として活躍されているが、職務の多様化もあり、人材不足も否めない状況がうかがえる。そういう中で地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とする役割で、倉敷市社会福祉協議会会長が委嘱する地域のボランティアである福祉委員の役割への期待も大きい。
今定例会に、今年12月の一斉改選から民生委員・児童委員の定数を増員する予算案や、民生委員・児童委員の役割等について検討する経費が計上されているが、福祉委員の活動についてどのように考えているのか。また、福祉委員と地区社協との関係や役割についてどのように考えているのか。

A **生水保健福祉局長**
民生・児童委員の活動についてのうち、福祉委員の活動についてですが、民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。その活動エリアは、おおむね170世帯から350世帯を担当している。福祉協力委員は、倉敷市社会福祉協議会から4,017人が委嘱され、地域の奉仕者として地域福祉活動を展開している。おおむね30世帯を担当し、地域の実情や住民の福祉ニーズを把握し、福祉の増進に努めることや、ボランティア活動の啓発や参加、募金活動等をしており、地域福祉の担い手として期待をされている。
また、福祉協力委員と地区社会福祉協議会との関係と役割について、地区社会福祉協議会は、地域の各種機関・団体やボランティアなどによって構成され、住民みずからが地域の福祉に関する課題を解決することを目的に設立された組織であり、現在48小学校区で設置されている。また、福祉協力委員については、その活動内容から地区社協とも協力・連携が必要であると考えられる。
本市としては、今後とも地域福祉の向上を目的とした市社会福祉協議会の活動を支援したい。



4 教育行政について

(1) 井上教育長の教育方針について

Q 今年度より新たに井上教育長が就任をされた。現在教育現場においては、学力向上やいじめ、不登校、問題行動、体罰等、早急に解決すべき課題がたくさんあると認識しているが、井上教育長は、本市における教育方針についてどのようにお考えなのか、できるだけ御自身の言葉で、井上教育長みずからの考える教育方針について述べていただきたい。

A **井上教育長**
現在、本市においては早急に解決すべき大きな課題の一つは、学力の向上である。その課題解決に向けて、これまで授業改善や基礎学力の定着を目指して事業に取り組んできた。また、マンパワーの拡充による学力向上支援についても実施をしている。学力の向上については、市民の方々の関心も大変高い課題であり、今後さまざまな取り組みにより一層の確かな学力の向上を図ってまいりたい。
また、早急に解決すべき2つ目の課題は、いじめ、不登校、問題行動等である。このことについても、これまで施策の充実を図ってきたところであるが、根本的な課題の解決にはまだ至っていない状況である。このような喫緊の課題について、適切な対策をスピード感を持って行っていくことは大変重要なことと認識をしている。
また一方で、長期的には2つの目標を考えている。
1点目は、子供たちが将来に対して夢が持てるような教育をしていきたい。子供は可能性の塊である。努力をして諦めなければ、どんな夢も叶うという思いを持ちながら生きていく、そんな子供たちを育てていきたいと考えている。そのためにも基本的な生きる力、例えば基礎学力や基本的な生活習慣を義務教育の期間にしっかり身につけさせたいと考えている。
2点目は、ふるさとを大切に思う子供を育てていきたい。家族やクラスの友達など身の周りの人がお互いに思いやり、尊重し合いながら暮らしていくことが子供たちの心を豊かにし、地域への愛着につながり、ふるさとを大切に思う心につながると考えている。学校現場においては、例えば、小・中学生のときから始業式あるいは終業式などにおいて、倉敷市民憲章を活用して、ふるさとを大切に思う心を育みたいと考えている。
この2つの目標を基盤としながら、必要な条件を整備したり、学校をしっかりと支援したりしていく。皆様方におかれましては、今後とも倉敷の子供たちを温かい目で見守っていただき、また忌憚のない御意見も頂戴しながら、倉敷の教育のために頑張ってまいりたいと考えているので、格段の御協力をお願いします。



(2) 学校給食費の滞納について

Q 平成24年度の包括外部監査においても、学校給食費について触れられ、現在の私会計方式ではなく公会計方式の採用の検討をすべきとしている。包括外部監査結果報告書において、現場視察した学校の事例では、学校長個人が給食費会計とは別会計となる購買委員会から借り入れを行い、年度末までに返却する旨の借用書を交わしている事例や、各学校の行う学校給食費の会計について、給食費の滞納者がいる場合、その滞納分についてはほかの保護者の負担により補ったり、ほかの会計から流用して補ったりしている状況を、保護者は知らされておらず、給食費会計が最も重要な利害関係者たる保護者に対して、決算報告がほとんど行われていないことは問題であると指摘されている。
全国の自治体では、学校給食費の専門徴収員を雇用して、督促に応じない家庭に対する徴収を強化し、一定の成果を上げている自治体もあり、このたびの包括外部監査も受け、公会計方式の採用も含め、本市における学校給食費の管理について、今後どのように取り組むのか。

A **國枝教育次長**
学校給食費の滞納についてですが、学校給食法において、学校給食にかかわる食材費については保護者の負担と定められており、現在倉敷市では、学校給食費は学校独自の私会計として、徴収事務は各学校において行っている。
未納対策については、従来から行っている家庭訪問や学校長と教育長連名の督促状での通知に加えまして、平成24年度からは児童手当から未納給食費を天引きできる制度を活用して、未納解消への支援を行っている。これにより、昨年度は約190万円を徴収するなど一定の成果を上げており、引き続きこれらの制度を活用することにより、滞納の解消を図りたい。
なお、平成24年度の包括外部監査において、議員御指摘のように、学校給食費については、学校の私会計方式ではなく、倉敷市の公会計方式の採用を検討すべきとの御意見をいただいた。公会計への移行については、他都市の状況を見ながら、メリット、デメリットを調査したい。



(3) 倉敷市立学校の学期制について

Q (要望)
先日まとめた倉敷市立学校園2学期制検討委員会の提言において、来年度からは3学期制として、2学期制の成果を生かした学期制とすると提言されている。2学期制のメリット、デメリットについて、どのように考えているのか、また、2学期制の成果を生かした3学期制を導入する場合、以前の3学期制との違いはどこにあるのか、また、教育現場の声は今後どのように反映していくのか、お尋ねする予定だったが、前の質問者の質問と重複するので割愛する。
この提言に基づき、来年度から3学期制が導入される可能性が高いと思うが、2学期制が導入された際には、学校現場へのアンケートを行うなど現場の声の把握に努められたと伺うが、もしも来年度から3学期制が導入された際には、学校現場であれば、校長、教頭のみならず、実際カリキュラムを編成する教務主任の先生や子供たちに直接かかわっている現場の先生方、児童・生徒、保護者など、現場の声を十分聞き、その声も踏まえて、本市における新たな学校・園での学期制に取り組んでいただくことを要望する。